

掲示・保存

保護者様

令和4年4月22日

亀山市立白川小学校
校長 平野 朋希

南海トラフ地震等の巨大地震情報に伴う学校の対応について

見出しことにつきまして、南海トラフ地震等の情報及び大地震発生に伴う学校の対応について、亀山市教育委員会からの指示を受けて、白川小学校では下記の要領で対処します。保護者の皆様には、ご理解、ご協力をいただき、適切な措置をとっていただきますようよろしくお願ひします。なお、学校の対処については、必要に応じて配信メール等による緊急連絡を行いますのでご了解ください。

記

<1> 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

南海トラフ地震等の情報発生に伴う児童の安全対策については、原則として次のとおり取り扱うものとします。南海トラフ臨時情報は南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて気象庁から発表される情報であるため、即時に休校等の措置とはなりません。状況に応じての判断となります。

◎ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の学校の対応

*教職員に南海トラフ地震臨時情報の発表内容や今後の対応等について周知します。

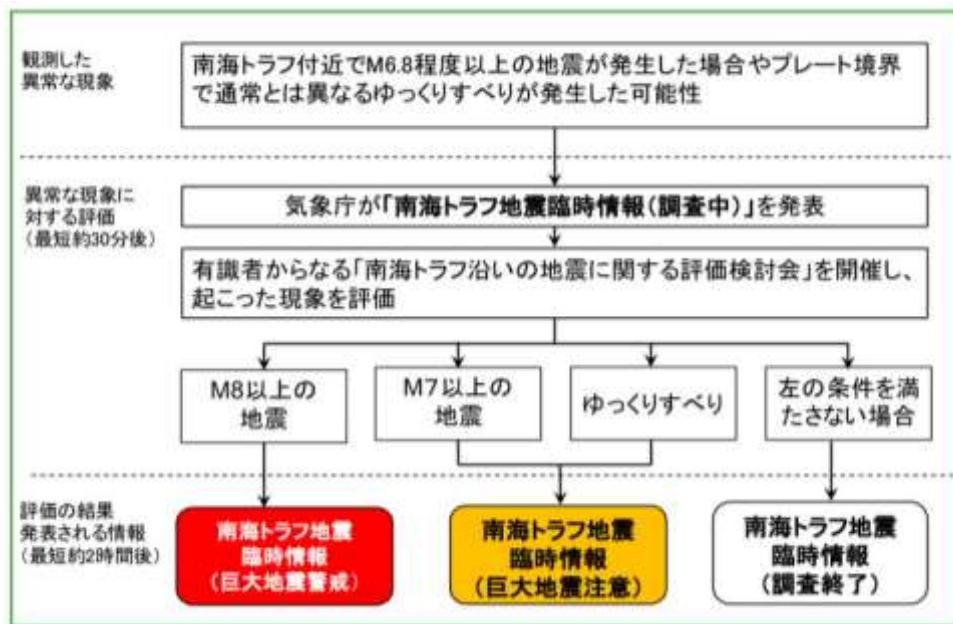
*校内の施設、設備、通学路の安全点検や備蓄品等の確認を行います。

*児童に、地震発生時の行動や避難経路、避難場所の確認、家庭との連絡手段等の避難行動の確認を行います。

◎ 場合によっては学校で待機させ、保護者に連絡を行った上で児童を引き渡します。

*関係機関と連絡をとりながら必要に応じて避難者の受け入れ準備を行い、情報収集を行います。

【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】



※亀山市においては津波到達による事前避難対象地域はありませんので、基本的に情報が発表されても即座に避難所は開設されません。

<2> 大地震（震度5強以上）が発生した場合

大地震が発生した場合の児童等の安全対策については、原則として次のとおり取り扱うものとします。

(1) 始業前に発生した場合

- ア 児童は、登校しません。
- イ 地震による被害が少なく、その後、通学路等の安全が確認され、当日の授業が可能な場合には、学校は各家庭に連絡をし、およそ2時間後をめどに、授業を開始します。ただし、学校給食は中止とします。なお、午後0時（正午）を過ぎても安全が確認されないときは、当日の授業を中止します。
- ウ 午後0時（正午）現在において、通学路等の安全が確認され、当日の授業が可能な場合は、児童は、学校へ午後1時30分までに登校し、授業を行います。

(2) 登校途中で発生した場合

- ア 児童は、自分の身の安全を確保し、直ちに最寄りの安全な場所へ避難します。ついで亀山市地域防災計画に示す避難場所へ避難します。（白川地区北コミュニティセンター・白川地区南コミュニティセンター・白川小学校）
- イ 児童は、避難場所では、自治会役員、管理人、PTA地区委員等の方の指示を受け、家族の引き取りを待ちます。（なお、学校は、校区内の避難場所を児童及び保護者に周知徹底とともに、自治会役員、管理人、PTA地区委員等とも緊密な連絡をとり、児童の安全確保のために協力を得るような適切な措置を講じます。）

(3) 始業後に発生した場合

- ア 児童は、校内の最寄りの安全な場所へ避難します。ついで、運動場等全員集合場所へ避難し、教員は人数の確認をします。
- イ 教員は、負傷者の有無を確認し、適切な処置を行います。
- ウ 二次災害（火災等）が予想されたり発生したりして、避難場所が安全でないと判断される場合には、学校が事前に指定した次の避難場所へ避難します。（なお、避難場所については、事前に確認し、教職員及び児童に周知徹底します。）
- エ 地震発生後、校長は、ラジオ・テレビ等で二次災害（火災等）の情報を察知し、市教育委員会等と緊密な連絡をとりながら、正確な情報収集に努め、児童の安全保護を図ります。また、各保護者に連絡を取り、速やかに児童を引き渡しまでの、各ご家庭での対応をお願いします。なお、家庭状況により児童の引き渡しが困難な場合には、引き渡しができるまで学校で安全に保護をします。家庭に引き渡す場合には、遗漏のないように出席簿または引き渡しカードで確認の上、引き渡しをします。

(4) 地震の被害が少なく、その後の安全が確認されて授業継続が可能な場合

- ア この場合は、授業を行います。そして、その状況を市教育委員会へ報告します。

<備考>

登校途中で地震が発生した際の、安全確保の方法や近くの避難場所の確認など平素から各ご家庭でよく話し合いをしておいてください。